

平成 29 年 7 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人
品質管理本部長 紙谷 孝雄

実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」等に対する意見

貴委員会から平成29年5月10日に公表された実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下「公開草案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第57号（企業会計基準適用指針第17号の改正案）「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理（案）」の提案について、基本的に同意いたします。ただし、今後の適用にあたって明確化をご検討いただきたい点について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

（質問 1）（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、当該有償新株予約権は、従業員等から払い込まれる金銭の対価及び企業が従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

1. 範囲

（コメント）

公開草案における実務対応報告が対象とする取引の範囲を第 2 項に定める取引に限定する方向性については賛成するが、子会社の従業員等向けのスキームなど類似のスキームについても実務対応報告を参考にできるような取扱いを示すことをご検討いただきたい。

（理由）

公開草案における実務対応報告が対象とする取引の範囲は第 2 項に定める取引とされ、「本実務対応報告の対象範囲を第 2 項に定める取引以外の取引に広げないこととした」とある（公開草案第 13 項）。しかしながら、子会社の従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引又は業員等以外（取引先等）に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引、従業員等に信託を通じて権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引、など類似のスキームに対応できるように補足すべきであると考えられる。

具体的には、実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」第 26 項の記載のように、「なお、本実務対応報告で取扱っていない取引については、内容に応じて、本実務対応報告を参考にすることが考えられる。また、今後の実務の状況により、必要に応じて、別途の対応を図ることも考えられる。」などを追記すべきと考えられる。

（質問 2）（会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

2. 会計処理（強制行使条項）

（コメント）

業績条件に株価条件も含むとされているが、強制行使条項が含まれている権利確定条件付き有償新株予約権についても、実務対応報告の範囲に含まれるのか、及び、範囲に含まれる場合の会計処理の明確化をご検討いただきたい。

（理由）

新株予約権の行使の条件のうち、株価が一定額を下回った場合に新株予約権の行使をしなければならないとする条件が付されているケースがある。このような強制行使条項がある場合、会社側が（株価が上がった場合ではなく）株価が下がった場合にも失効の見積数に反映され、報酬費用を計上することが考えられる。当該処理は、株価が下がった場合にも、従業員等にとって強制行使条項に該当するとマイナスの経済負担が生じるため、従業員等は株価を上げるために業績を回復させようとすると考えられ、インセンティブ効果が必ずしも否定されるものではないと考えられることによる。このため、強制行使条項が含まれている権利確定条件付き有償新株予約権についても、実務対応報告の範囲に含めて、業績条件（株価条件）と同様の会計処理をされると考えられるが、本公開草案では明確にされておらず、実務上の取扱いが異なってくることが懸念される。報

酬性との関係を整理したうえで、強制行使条項が含まれている権利確定条件付き有償新株予約権が実務対応報告の範囲に含まれるのか、及び、範囲に含まれる場合の会計処理について明確化すべきと考えられる。

(質問 3) (注記に関する質問)

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問 4) (適用時期及び経過措置に関する質問)

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以降適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

コメントなし

(質問 5) (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

コメントなし

以上